

気象業務法施行規則の 一部改正に関する説明会

令和8年3月
気象庁

開催趣旨

「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」（令和7年法律第86号）の施行（令和8年5月末）に伴い、洪水に係る情報提供体制の強化、高潮の共同予報・警報の創設、外国法人等による予報業務に関する規制が強化されます

これを踏まえ、気象業務法施行規則について、所要の改正を行うこととなりました（4月9日まで改正案にかかるパブリックコメントを実施中）

本日は、同改正のうち、予報業務許可及び無線通信による観測資料発表業務許可に関連する事項について説明します

※ 本資料においては…

- ✓ 改正気象業務法：新法
 - ✓ 気象業務法施行規則改正案における改正条項：新第〇条
- …とします

きょうお話しすること

1. 「所在不確知者の許可取消し」新設に関連する改正
2. 電話番号及び電子メールアドレスの届出義務化
3. 「法令等違反行為者の氏名等公表制度」新設に関連する改正
4. 外国法人に関する規定の新設

「所在不確知者の許可取消し」新設に関連する改正

許可事業者が所在不明となり、その旨の公告から30日以内に申し出がないときには
「聴聞」等の通常の不利益処分の際に行わなければならない手続きを行わず、許可取消可能
(新法第21条第2～3項)

- ✓ 国土交通省令に委任されている「公告」は、「官報」によるものとする
(新第11条の5、新第48条において準用する新第11条の5)

電話番号及び電子メールアドレスの届出義務化

許可申請の際には、「氏名、名称」「住所」「法人代表者の氏名」「予報業務の目的及び範囲」に加え「その他国土交通省令で定める事項」を記載した申請書の提出を法定義務化
(新法第17条の2、新法第26条第2項において準用する新法第17条の2)

「氏名、名称」「住所」「法人代表者の氏名」「その他国土交通省令で定める事項」に変更があった場合の届け出を法定義務化
(新法第19条第4項、新法第26条第2項において準用する新法第19条第4項)

- ✓ 従前「変更報告」であったものが「変更届」として法定義務化
- ✓ 「その他国土交通省令で定める事項」として「電話番号及び電子メールアドレス」を規定
(新第10条第2項、新第47条第2項)
- ✓ 届出書記載事項及び添付書類を規定
(新第11条の2、新第48条において準用する新第11条の2)
- ✓ 改正省令施行後、遅滞なく電話番号及び電子メールアドレスの届出を義務付け (附則第2条)

届出懈怠、虚偽届出は20万円以下の過料 (新法第50条)

- ✓ 休廃止のみならず、担当者の連絡先変更も適切に届出してください

「法令等違反行為者の氏名等公表制度」新設に関する改正

気象業務の健全な発達を図り、公共の利益を確保するため必要があると認めるときは、
国土交通省令で定めるところにより、
法令等違反行為を行った者の氏名又は名称
その他法令等違反行為による被害の発生及び拡大を防止するために必要な事項を公表
(新法第42条の2)

- ✓ 氏名等の公表方法はインターネット等 (新第52条)
- ✓ 氏名等を公表する場合は、公表の対象者にあらかじめ意見を述べる機会を供与 (新第53条)

外国法人に関する規定の新設

外国法人等による許可申請の際には、国内代表者又は国内代理人の「氏名又は名称」「国内の住所」「法人代表者の氏名」を記載した申請書の提出を法定義務化
(新法第17条の2、新法第26条第2項において準用する新法第17条の2)

外国法人等の国内代表者又は国内代理人の「氏名、名称」「住所」「法人代表者の氏名」「その他国土交通省令で定める事項」に変更があった場合の届け出を法定義務化
(新法第19条第4項、新法第26条第2項において準用する新法第19条第4項)

- ✓ 「その他国土交通省令で定める事項」として国内代表者又は国内代理人の「電話番号及び電子メールアドレス」を規定 (新第10条第2項、新第47条第2項)
- ✓ 外国法人等は定款又は寄附行為、登記事項証明書に「相当する」書類の提出可
(新第10条第3項第七～八号、新第47条第3項第四号)
- ✓ 外国法人等は国内代表者又は国内代理人の登記事項証明書、住民票の提出が必要
(新第10条第3項第十号、新第47条第3項第四号)
- ✓ 外国法人等の国内代表者又は国内代理人が気象庁長官からの通知を受領する権限を与えられていることを証する書類の提出が必要 (新第10条第3項第十一号、新第47条第3項第四号)
- ✓ 外国法人等が提出する書類が外国語で作成されている場合は、和訳の添付が必要
(新第10条第4項、新第47条第4項)